

**3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の
開設計画に係る認定申請の受付結果について**
～ 945MHzを超え960MHz以下の周波数を使用する特定基地局～

総合通信基盤局 電波部 移動通信課

3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の 開設計画に係る認定申請の受付結果について

3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定申請を、平成23年12月14日から本年1月27日までの間、受け付けたところ、4件の申請がありました。

<申請者(50音順)>

○イー・アクセス株式会社（代表取締役会長 千本 倖生）

○株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（代表取締役社長 山田 隆持）

○KDDI株式会社（代表取締役社長 田中 孝司）

／沖縄セルラー電話株式会社（代表取締役社長 北川 洋）

※KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社に係る申請については、地域ごとに連携する者として申請しているため、3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の規定に基づき、1の申請とみなして、審査を行います。

○ソフトバンクモバイル株式会社（代表取締役社長 孫 正義）

提出された申請書に記載の数値等は別紙(次ページ以降)のとおり。

3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画 申請概要 < 特定基地局開設数 >

別紙

申請者(50音順)	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI/沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
特定基地局の運用開始日	平成24年12月31日 (サービス開始:平成25年3月、HSPA+:5MHz幅)	平成24年11月30日 (サービス開始:平成25年6月、LTE:5MHz幅)	平成25年1月31日 (サービス開始:平成25年3月、LTE:5MHz幅)	平成24年7月25日 (サービス開始:平成24年7月、HSPA+:5MHz幅)
3.9世代移動通信システム基地局※1	平成27年6月30日 (サービス開始:平成27年12月、LTE:10MHz幅)	平成26年10月1日 (サービス開始:平成27年4月、LTE:10MHz幅※2)	平成27年4月 (サービス開始:平成27年4月、LTE:10MHz幅※3)	平成26年4月 (サービス開始:平成26年7月、LTE:10MHz幅)
特定基地局の年度毎の開設数(全国の人口カバー率)	H24... 1,002局 (0.9%) H25... 3,693局 (8.0%) H26... 6,416局 (27.2%) H27... 9,052局 (62.6%) H28...11,222局 (73.0%) H29...13,619局 (95.7%) H30...14,384局 (99.4%) H31...14,514局 (99.4%) H32...14,651局 (99.5%) H33...14,776局 (99.6%) H34...14,894局 (99.7%)	H24... 5局 (0.0%) H25... 40局 (13.3%) H26... 1,720局 (31.0%) H27... 5,720局 (70.4%) H28... 8,120局 (80.3%) H29...10,820局 (90.2%) H30...13,620局 (98.0%) H31...15,420局 (98.0%) H32...17,220局 (98.0%) H33...19,020局 (98.0%) H34...20,820局 (98.0%)	H24... 2,000局 (13.2%) H25... 5,397局 (32.2%) H26... 9,395局 (50.6%) H27...13,314局 (66.7%) H28...17,164局 (79.5%) H29...21,017局 (90.4%) H30...24,879局 (98.2%) H31...27,794局 (99.1%) H32...30,698局 (99.3%) H33...30,698局 (99.3%) H34...30,698局 (99.3%)	H24...15,618局 (22.2%) H25...27,334局 (63.3%) H26...36,128局 (96.1%) H27...39,154局 (98.4%) H28...40,626局 (99.9%) H29...41,134局 (99.9%) H30...41,642局 (99.9%) H31...42,132局 (99.9%) H32...42,132局 (99.9%) H33...42,132局 (99.9%) H34...42,132局 (99.9%)
全ての管内で人口カバー率50%を達成	平成27年度	平成27年度	平成27年度	平成26年度
同 80%を達成	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成26年度
3.9世代移動通信システム基地局※1の年度毎の開設数(全国の人口カバー率)	H26... 0局 (0.0%) H27... 5,340局 (42.0%) H28...10,176局 (68.9%) H29...13,619局 (95.7%) H30...14,384局 (99.4%) H31...14,514局 (99.4%) H32...14,651局 (99.5%) H33...14,776局 (99.6%) H34...14,894局 (99.7%)	H26... 227局 (0.0%) H27... 5,720局 (70.4%) H28... 8,120局 (80.3%) H29...10,820局 (90.2%) H30...13,620局 (98.0%) H31...15,420局 (98.0%) H32...17,220局 (98.0%) H33...19,020局 (98.0%) H34...20,820局 (98.0%)	H26... 0局 (0.0%) H27... 7,363局 (39.7%) H28...17,164局 (79.5%) H29...21,017局 (90.4%) H30...24,879局 (98.2%) H31...27,794局 (99.1%) H32...30,698局 (99.3%) H33...30,698局 (99.3%) H34...30,698局 (99.3%)	H26...15,618局 (22.2%) H27...27,334局 (63.3%) H28...40,626局 (99.9%) H29...41,134局 (99.9%) H30...41,642局 (99.9%) H31...42,132局 (99.9%) H32...42,132局 (99.9%) H33...42,132局 (99.9%) H34...42,132局 (99.9%)

※1 開設指針の規定により、占有周波数帯幅が10MHz以上のものに限る。

※2 平成27年12月から、キャリア・アグリゲーション機能により、既に運用しているLTE(5MHz幅)とLTE(10MHz幅)を併せて15MHz幅相当として運用。

※3 平成30年度から、LTE(15MHz幅)として運用。

※4 人口カバー率とは、開設指針の規定により、市町村における全ての市町村事務所等をカバーした際に、当該市町村全域をカバーしたものとして計算したものをいう。

3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画 申請概要 < 終了促進措置・設備投資計画 >

申請者(50音順)	イー・アクセス	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	KDDI/沖縄セルラー電話	ソフトバンクモバイル
< 終了促進措置 >				
負担可能額	2,109.04億円	2,100億円	2,100億円	2,122.5億円
終了促進措置の完了時期	東名阪地域 …平成26年度中 四国・九州地域 …平成27年度中 上記以外の地域 …平成28年度中	平成26年度中 ※東名阪地域(RFIDは主要都府県に限る。)は平成25年度末に9割の実施を完了。	RFID(東名阪の主要都府県) …平成25年度中 RFID(上記以外の地域)、 MCA(北海道・四国・九州・沖縄地域) …平成26年度中 MCA(上記以外の地域) …平成27年度中	平成25年度中 ※ただし、RFIDの免許不要局は、平成29年度末まで申出に基づいて順次対応
< 設備投資計画 >				
設備投資額 ※ 1	1,442億円	2,313億円	2,536億円	8,207億円

※1 900MHz帯の基地局に対する平成24年度から平成34年度までの累計額(終了促進措置に要する費用は含まない。)

※2 MCA(Multi-Channel Access)とは、同報(一斉指令)機能やグループ通信機能等を有する自営系移動通信システム。陸上運輸、防災行政、タクシー等の分野で使用。

※3 RFID(Radio Frequency IDentification)とは、個体識別情報を近距離の無線通信によってやりとりするシステム(電子タグ)。物流等で使用。

(参考) 審査基準

1. 絶対審査基準(最低限満たすべき基準)

- ①基地局設置場所確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有していること
- ②設備投資等に必要な資金調達及び開設計画の有効期間(10年間)が満了するまでに単年度黒字を達成する計画を有していること
- ③既存無線局の周波数移行に最低限必要な費用(1,200億円)に充てる資金を調達できること
- ④認定後4年後(平成27年度末)までに全ての管内で人口カバー率50%を、認定後7年後(平成30年度末)までに全ての管内で人口カバー率80%をそれぞれ達成すること
- ⑤既存無線局の周波数移行期限から1年後(平成30年度末)までに3.9世代携帯電話の高速化※が実現していること 等

※: 現在既に提供されているもの以上の高速な通信システムの普及を図る観点から、10MHz幅以上のシステムであることが条件

2. 競願時審査基準

以下の基準の順序に従い該当者が1者になるまで審査

(1) 周波数移行に係る費用(上限2,100億円)を最も多く負担可能な者

(2) 3.9世代携帯電話※の人口カバー率(平成30年度末時点、5%単位)が最も大きい者

(3) 次の各項目に対し、総合的に最も適合している者

- 周波数移行を実施するため、移行対象者との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していること。
- 他の電気通信事業者等多数の者に対する基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。
- 周波数の割当状況及び逼迫状況を勘案して、基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること。